

廃棄物問題と廃棄物処理法 について

平成17年6月16日

全国食品残さ飼料化行動会議

環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

廃棄物とは（廃棄物の定義）

【平成11年3月10日 最高裁「おから」判決】

自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当。

- 被告人が、肥料化・飼料化していた「おから」が廃棄物に該当するかが争点。
- 非常に腐敗しやすく、食用として有償で取引されて利用されるわずかな量を除き、大部分は、無償で牧畜業者等に引き渡され、あるいは、有料で廃棄物処理業者に処理委託。
- 被告人が豆腐製造業者から処理料金を徴して収集、運搬して処分していた本件おからが「産業廃棄物」に該当するとした原判断は、正当。

廃棄物問題

1. 廃棄物処分場のひっ迫

一般廃棄物・・・ 13.1年分(首都圏は11.2年分)の残余容量 [14年度]

公共の最終処分場を確保できていない市町村が約500

産業廃棄物・・・ 4.5年分(首都圏は 1.7年分)の残余容量 [14年度]

最終処分場の新規設置許可件数は、10年度の136施設から、13年度は28施設、14年度は41施設と激減。

2. 高水準・悪質な不法投棄等の不適正処理

不法投棄件数・・・ 894件(74.5万トン) [15年度]

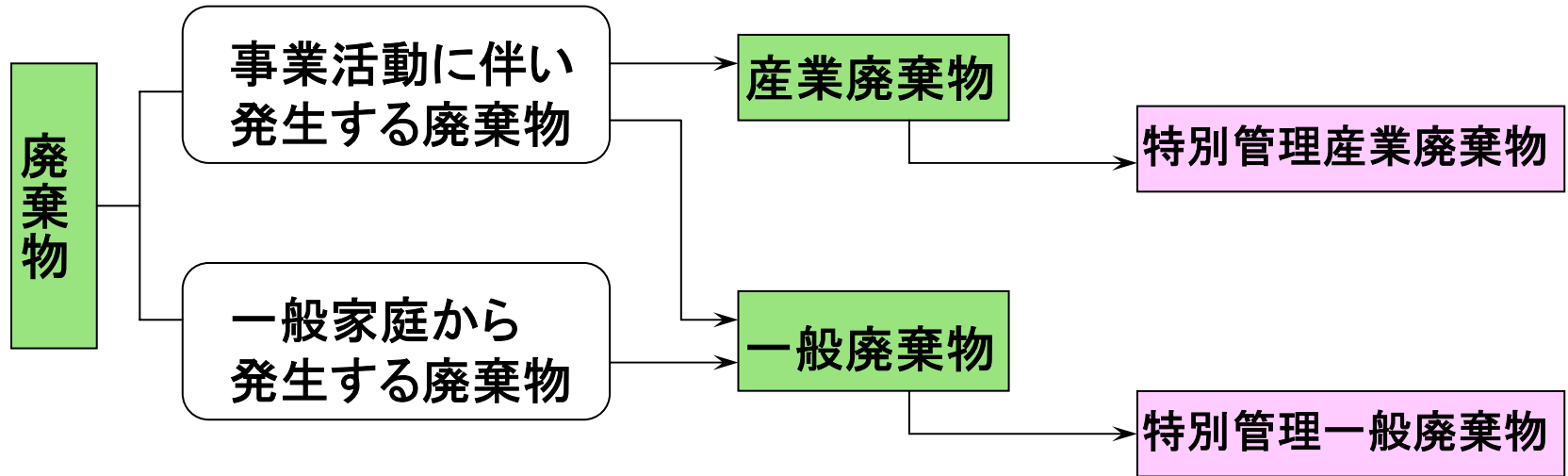
リサイクル名目の不適正処理等の社会問題化

3. 廃棄物処理施設に対する住民の不信と大都市圏・地方の対立

廃棄物処理施設操業停止等請求訴訟件数・・・ 58件 [15年9月現在]

地方自治体の要綱等による住民同意、流入抑制等の指導

廃棄物の種類と区分

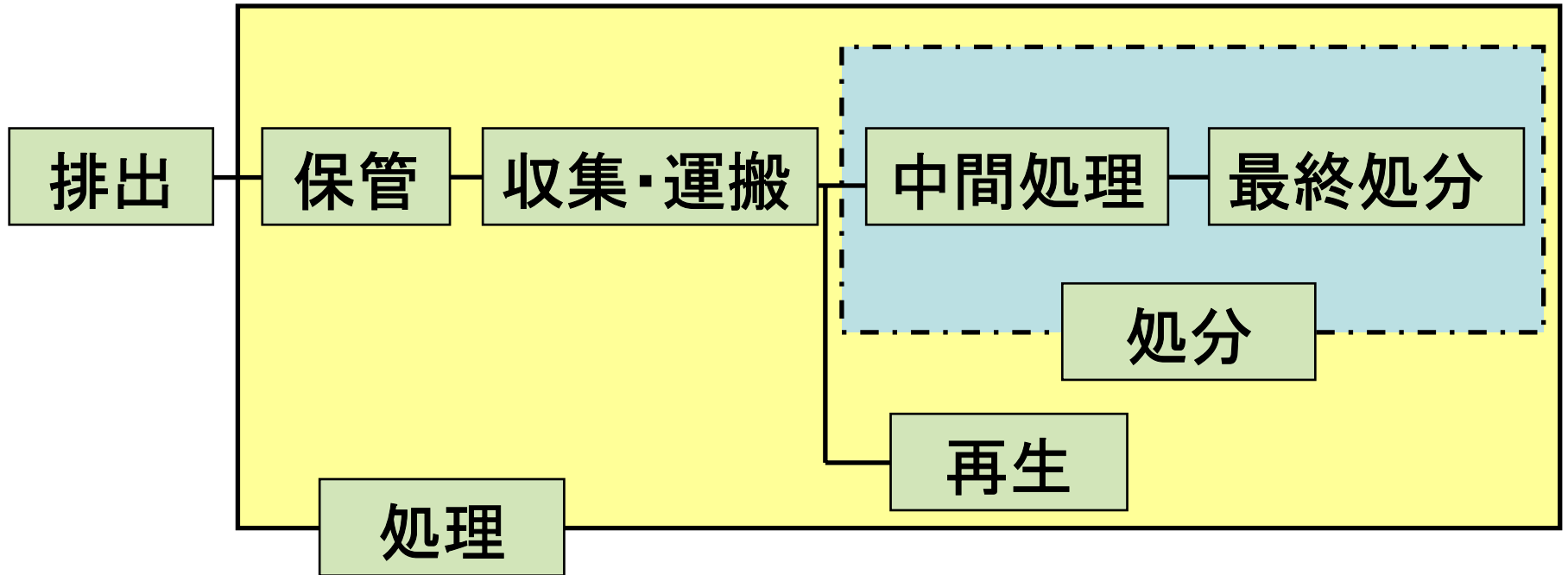


- 20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区分
- 産業廃棄物と一般廃棄物は、各々、特別管理廃棄物とそれ以外の廃棄物に区分
- 適正処理責務 一般廃棄物:市町村、産業廃棄物:排出事業者

産業廃棄物（20種類）

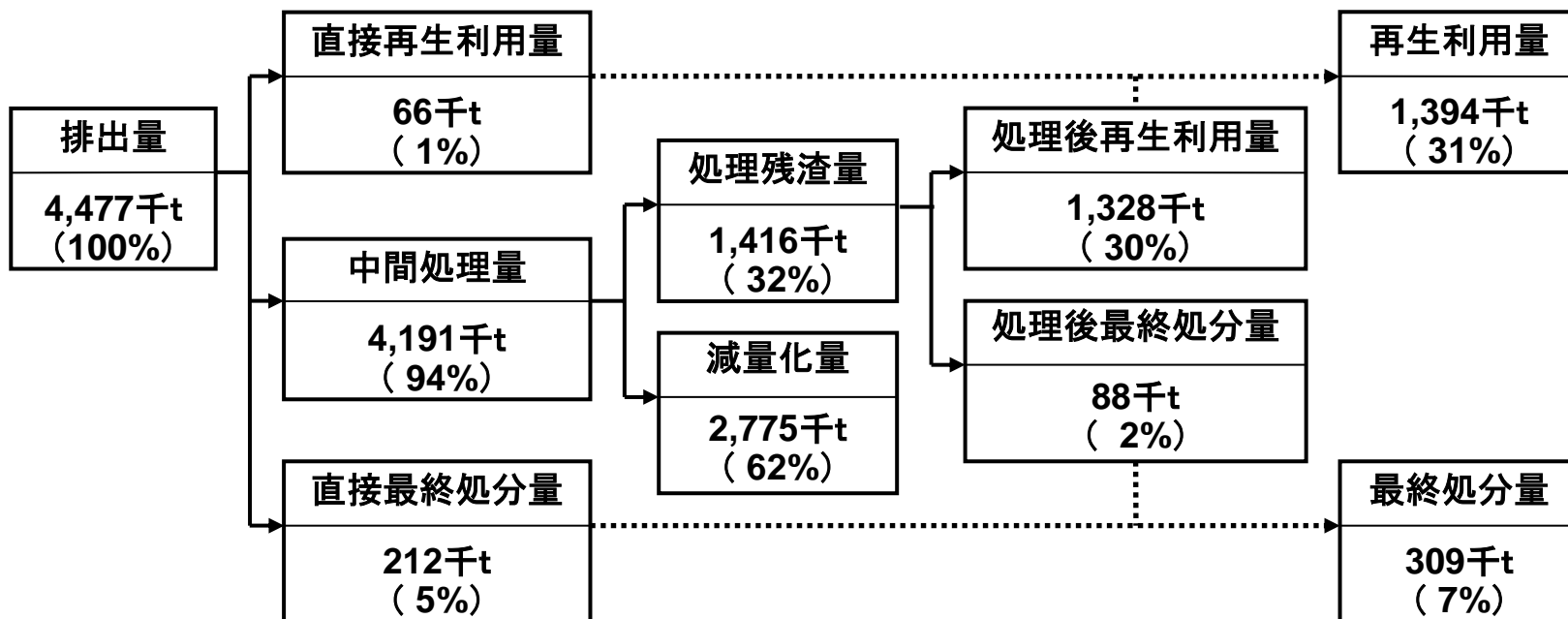
①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず
⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず
⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿
⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳①～⑱を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

廃棄物の処理・処分

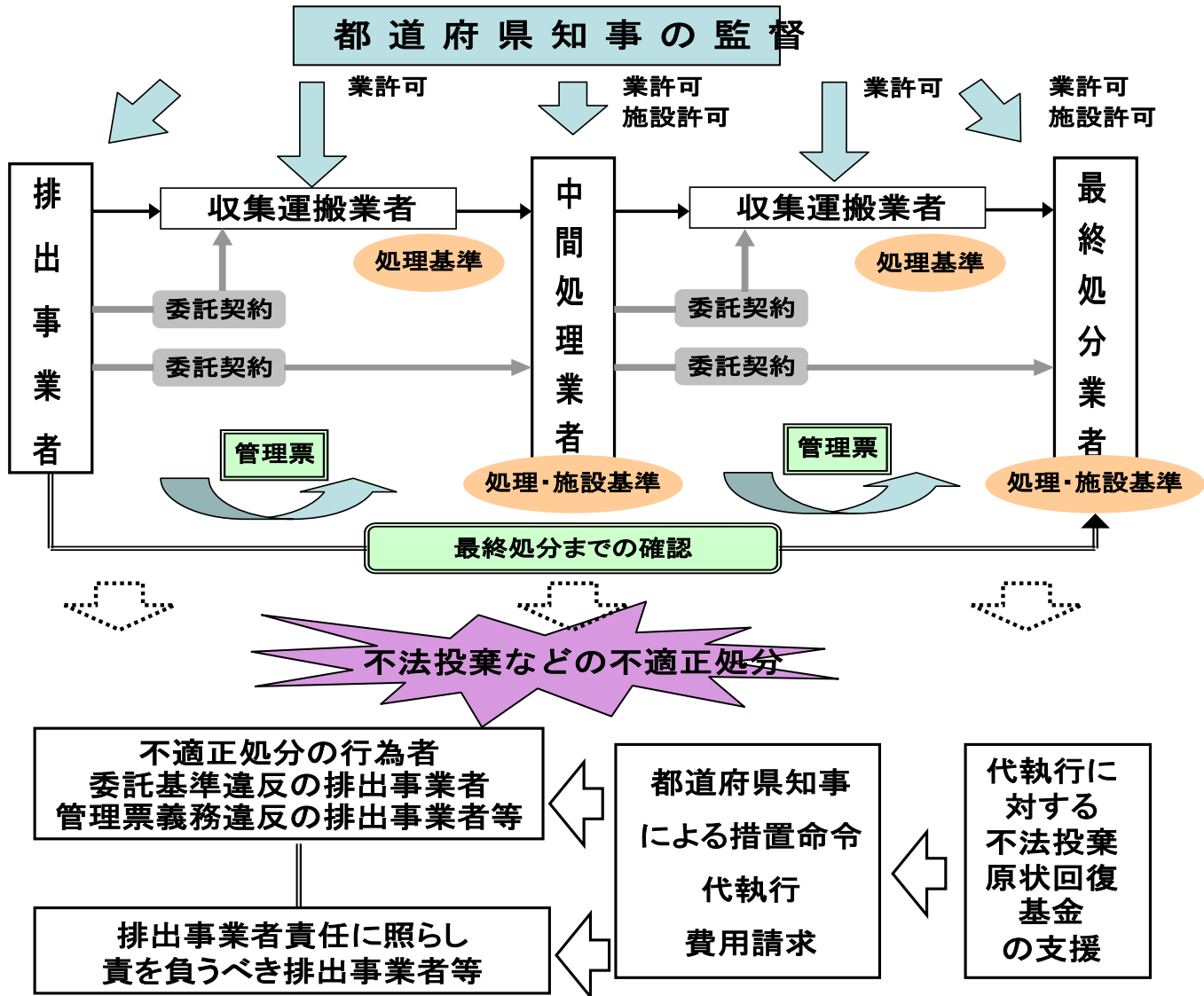


産業廃棄物(動植物性残さ) の処理状況(平成14年度)

環境省調査



産業廃棄物の処理に係る規制等の体系



廃棄物処理法の変遷

	平成9年改正	平成12年改正	平成15年改正	平成16年改正
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○許可の欠格要件を拡充（暴力団対策、黒幕） 	<ul style="list-style-type: none"> ○許可の欠格要件に暴力団関係者、暴力団によって支配されている法人を追加 ○廃棄物の野外焼却の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の疑いのあるものの処理について立入検査・報告徴収権限の拡充 ○特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止
排出事業者責任	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付け、電子マニフェスト制度の創設 ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を拡大（マニフェスト交付違反者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○排出事業者処理責任の徹底（注意義務） ○マニフェストにより最終処分（再生を含む）がなされたことまで確認することを義務付け ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大（一定の要件に該当する排出事業者、関与者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が一廃の処理を他人に委託する場合の基準を創設 	
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄罪：1000万円（産廃・法人1億円）以下の罰金又は3年以下の懲役に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄罪：1000万円（産廃・法人1億円）以下の罰金又は5年以下の懲役に引き上げ ○マニフェスト不交付罪：50万円以下の罰金 ○組織犯罪による不法収益没収 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設 ○不法投棄罪：一廃・法人についても1億円以下の罰金に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定有害廃棄物の不適正処理罪、不法焼却罪：1000万円以下の罰金又は5年以下の懲役 ○不法投棄及び不法焼却の目的犯：300万円以下の罰金又は3年以下の懲役

平成17年廃棄物処理法改正の概要

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す。
- マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げる。
- 廃棄物の無確認輸出を輸出通関手続等の段階で効果的に防止するために、無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設する。
- 平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても、維持管理積立金制度の対象とする。
- 無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入する。